

都城市高崎地区まちづくり協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、都城市高崎地区まちづくり協議会規約（以下「規約」という。）第29条の規定に基づき、この協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(各種団体等及び代議員数)

第2条 規約第5条第2項に規定する各種団体等及び規約第13条第5項に規定する代議員数は、別表1のとおりとする。

2 規約第13条第5項に規定する公募委員の数は若干名とし、各専門部会からの推薦により三役会で審査し選考する。また解任についても同様とする。

(選考委員会)

第3条 規約第7条第2項に規定する選考委員会を高崎総合支所内に置く。

2 選考委員会は、高崎地区まちづくり協議会の会長、副会長、及び監事の選考を行う。

3 選考委員会の役員は、別表2のとおりとする。

4 選考委員会の役員は、委員長1名、副委員長1名とし、それぞれ委員の互選による。

5 選考委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 会議は、委員の半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数の賛成によって可決される。可否同数のときは委員長の決するところによる。

(報酬等)

第4条 規約第10条に規定する役員の報酬額は、以下のとおりとする。

(1) 会長 50,000円

(2) 副会長 30,000円

- (3) 事務局長 50,000円
- (4) 部長 30,000円
- (5) 副部長 15,000円
- (6) 部会書記 5,000円
- (7) 監事 2,000円

2 協議会の委員が各会議に出席したときは、当該出席者に対して、1日あたり500円の費用弁償を支給する。

3 上記に定めるもののほか、会長が必要と認める場合は、予算の範囲内で報酬等を支給することができる。

(専門部会)

第5条 規約第17条第2項に規定する専門部会の構成員は、別表3のとおりとする。

附 則

この規程は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

	団 体 等 名	代議員数
1	高崎地区自治公民館連絡協議会	13名
2	高崎地区青少年育成協議会	2名
3	高崎地区体育協会	2名
4	高崎地区女性団体連絡協議会 (高崎町商工会女性部)	2名
5	高崎地区女性団体連絡協議会 (JA都城女性部北支部)	1名
6	高崎地区女性団体連絡協議会 (若竹地域活動クラブ)	1名
7	高崎地区PTA連絡協議会	1名
8	高崎地区高齢者クラブ	1名
9	都城芸術文化協会高崎支部	1名
10	高崎地区民生委員児童委員連絡協議会	1名
11	都城交通安全協会高崎支部	1名
12	都城スポーツ少年団高崎支部	1名
13	JA高崎支所	1名
14	都城市消防団高崎方面隊	1名
15	高崎町商工会	1名
16	食生活改善推進員	1名
17	高崎地区小中学校長会	1名
18	都城市社会福祉協議会高崎サテライト	1名
19	公募委員	若干名

別表 2 (第 3 条第 3 項関係)

	団 体 等 名	選考委員数
1	高崎地区自治公民館連絡協議会	1 名
2	高崎地区青少年育成協議会	1 名
3	高崎地区体育協会	1 名
4	高崎地区女性団体連絡協議会 (高崎町商工会女性部)	1 名
5	高崎地区 P T A 連絡協議会	1 名
6	高崎地区高齢者クラブ	1 名
7	高崎地区民生委員児童委員連絡協議会	1 名

別表 3 (第 5 条関係)

専門部会名	構 成 員
まちづくり部会	高崎地区自治公民館連絡協議会、都城芸術文化協会高崎支部、公募委員
環境・安全部会	高崎地区自治公民館連絡協議会、交通安全協会高崎支部、都城市消防団高崎方面隊、公募委員
健康福祉部会	高崎地区自治公民館連絡協議会、高崎地区民生委員児童委員協議会、高崎地区高齢者クラブ、食生活改善推進員、社会福祉協議会高崎サテライト、公募委員
青少年育成部会	高崎地区自治公民館連絡協議会、高崎地区 P T A 連絡協議会、高崎地区青少年育成協議会、高崎地区体育協会、小中学校校長会、若竹地域活動クラブ、スポーツ少年団高崎支部、公募委員
産業部会	高崎地区自治公民館連絡協議会、J A 都城女性部北支部、高崎町商工会女性部、J A 都城高崎支所、高崎町商工会、公募委員